

平成 28 年度 第 3 回 第五期西東京市地域自立支援協議会会議要旨

開催日時	平成 29 年 2 月 16 日(木)午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分
開催場所	田無庁舎 3 階 庁議室
出席者	(委 員) 植村委員、海老澤委員、小川委員、平委員、高田委員、二宮委員、 根本委員、山田委員、吉村委員、綿委員、渡部委員、 渡辺委員 (五十音順) (事務局) 成田部長、青柳課長、林係長、富永係長、吉賀主査、菅主査、荻込主 事、五十嵐センター長 (障害者総合支援センター)
議題等	① 開会 ② 相談支援部会、権利擁護部会報告 ③ 泉小学校跡地活用について ④ 第 5 期障害福祉計画・障害児福祉計画策定、障害者基本計画中間年の見直し について ⑤ 地域生活支援拠点整備について ⑥ 障害者差別解消支援地域協議会について
会議資料	<配布資料> 資料 1 26 市障害者数等 資料 2 泉小学校跡地活用方針 (案) 資料 3 西東京市障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、計画期間等 資料 4 面的整備による地域生活支援拠点の整備イメージ (案) 資料 5 障害者差別解消地域協議会の設置状況について 資料 6 障害者差別解消支援地域協議会の設置、運営指針 (概要)
協議結果	①第 5 期障害福祉計画、障害児福祉計画の策定、障害者基本計画中間年の見直し について計画策定部会を設置し検討する。 ②泉小学校跡地活用、地域生活支援拠点整備について引き続き検討していく。 ③地域自立支援協議会に障害者差別解消支援地域協議会の機能を持たせる。
協議内容	現状・課題・問題点・意見・提案・報告等
協議の概要	1、開会 2、26 市の障害者の状況について ○ (事務局) 資料 1 に沿って、前回会議で委員より質問のあった「他市の障害者 の状況」について説明する。 ○ (委員) 障害者数については手帳所持者の数か。難病についての数の基準は何 か。 ○ (事務局) 身体、知的、精神については手帳所持者の数、難病については難病 医療費助を受けている方の数、あるいは難病患者福祉手当の受給者数、市によっ て数のとり方が異なっている。西東京市においては、難病の方は手当の受給者 数である。 3、相談支援部会、権利擁護部会報告 ○ (事務局) 相談支援部会は平成 28 年 4 月に立ち上げ、8 月を除き毎月開催し ている。内容としては事例検討を主に、次年度に向け相談支援のマニュアル作 成に取り組んでいる。相談支援の質の向上、事業所連絡会として講演会を企画 し開催している。 権利擁護部会は今年度立ち上げ、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の件 数、現状について検討した。虐待通報の件数自体がかなり少なく、事業所間の 虐待に対する概念にもばらつきがあるのではないかと。まずは事業所向け市民向

	けに普及啓発に取り組むべきという意見をいただいた。ご意見をいただきながら虐待防止に取り組んでいく所存である。 ○（委員）相談支援部会は毎月開催しているということだが事業所の数、出席状況はどうなっているのか。 ○（事務局）市内 11ヶ所全ての事業所と市外 2ヶ所（西東京市民の計画を多く手掛けている事業所）に参加していただいている。 ○（委員）相談の質の向上を心掛けるのは大事なことだが、相談の質の均一化の議論はされているか。 ○（事務局）事業所の相談・計画の質の均一化が課題であり、マニュアル作りをしていこうという取り組みにつながっている。事例検討を通し、困難ケースの検討や情報共有をすることで均一化を計る目的に沿っていると考えます。 ○（委員）サービスを受ける側からすると、情報がマニュアルにとりまとめられ、絶えず更新され、得たい情報が得られるものであるとよいと思うが、そういった議論はされているのか。 ○（事務局）第一段階でそこまでのマニュアルを作成するのは難しい。2回、3回と改訂を重ね、利用者にとって分かりやすいものにしていけるとよい。相談支援の質の統一に向け、新しい相談事業所も迷わず受けることができ、提示することで利用者にも分かりやすいマニュアルを作るのが第一段階の目的。改訂を重ねよりよいものにしていければと考える。 ○（委員）一元化し集中して行う作業としての情報のとりまとめと、実際にその場に対応する相談員の質の向上もしていかなければならない。2つに分けられる。どこか一箇所で集中して情報をとりまとめ効率化していかないといけない。 ○（会長）相談業務の効率化は難しいところではあるが、どこにいても同じ質の相談ができる均一化は必要である。今は使いやすいもの、それも大事で、その後、効率化も大事であろう。 4、泉小学校跡地活用について ○（事務局）資料 2 に沿って泉小学校跡地活用について説明。 ○（委員）最寄駅からのアクセスはどうか。 ○（事務局）ひばりヶ丘駅から、はなバスを使い、徒歩 5 分程度でアクセスできる。 ○（委員）1000 平米というところかなり大きいですが、どれくらいの人数規模を想定しているのか。 ○（事務局）定員については今後になるが、生活介護を優先で検討し定めていきたい。これ以降、一定規模のものは望めない現状があり、中長期的にみて西東京市の必要量が確保できることを念頭におき検討していきたい。 ○（委員）生活介護や就労継続 A 型等、西東京市の障害者にとってニーズが高いものを優先ということだが、市として条件を提示し民間に任せるとのことか。市内にない A 型就労継続支援を作る予定はあるか。 ○（事務局）事業の継続性、諸条件含めて検討していくことになるが、現在の計画にも就労継続 A 型が不足している状況を考慮して事業者に提示していく。 ○（委員）事業者は継続性が見込め採算がとれるものをやりたい。利用者側から見ると不足しているもの、ないものがあり、市はそこに入り、万一遅れたとしても利用者の視点に立って頑張っていただきたい。 ○（会長）この協議会で出た意見も参考に、整備し事業者の選定をお願いしたい。求めているもの、民間では経営もあるので上手く調整していただきたい。
--	---

	5、第5期障害福祉計画・障害児福祉計画策定、障害者基本計画中間年の見直しについて ○（事務局）資料3に沿って説明。 ○（会長）第5期障害福祉計画、障害児福祉計画あわせて策定すること、また平行して障害者基本計画中間年の見直しを検討し30年度の半ばには策定すること、また計画策定部会を設置することの説明があった。 ○（委員）策定部会を作って、基本計画の改定と第5期障害福祉計画と障害児福祉計画、3つの計画をこの部会で策定する、そういう案か。 ○（事務局）その通りである。 ○（委員）障害者基本計画、障害福祉計画に関わったが、かなりの議論をしながら作った経緯があり、それに加え新たに障害児福祉計画を作らないといけないということで、初めてのものでありコンセプトからまとめなければいけない。策定に関わった者として、かなり大変だった。全く初めてのもののなので、課題抽出、情報収集、議論、取りまとめと考えると、参加される方の専門性も含め、分けてやった方が深い議論ができ、よいものができるのではないかと考える。 ○（委員）同時に行うとアンケートが1回でできるということもあるが、基本計画の方には障害児も含まれる。福祉計画の大人と子どもを分けて議論する時に、法律上は児童福祉法と総合支援法で別々のものだが、これがつながっていくという考え方であると分かりやすくなっていく。作業は倍になると思うが、福祉計画の場合は一緒にやることによってライフステージをつなぐ、バトンタッチをしていくところで計画をどうしていけばいいのか見えやすくなる。 ○（委員）今自分たちが取り組んでいる支援は、発達障害やひきこもり、障害の部分だけでなく複合的になってきているが、子ども、若者の問題、高齢まで突き抜けた問題が顕在化していくなかで、今回障害児と障害者基本計画を同時にやって総合的な見地から見ていくのもよいと考える。専門性のある方を抽出して総合的にまとめていくやり方は賛成。 ○（会長）子ども大人と分けることなく、続けて西東京市で生活するうえでサービスが継続的に行われるというようなことも考えると、検討すべきことかと思う。 ○（事務局）障害者基本計画、障害福祉計画だが、平成20年度、前回基本計画の中間年の見直しと第2期障害福祉計画については、今回私どもで提案したのと同様、あわせて作業を行った。基本計画については中間年の見直しなので、ベースがあるところに、進捗も含めて見直し改善を行うものの為、作業量としては1からやるより少ないのではないかと考える。策定にあたっての作業量だが、基本計画の中間年の見直しと福祉計画をあわせた状況でのスケジュールだが、アンケート調査についても前倒し、必要な意見等を集めた上で実施をし、調査に平行してヒアリングも行い、なるべく早い時期に検討の土壌を整備したうえで、このスケジュールで可能ではないかということで提案させていただいた。確かに新しく障害児福祉計画があるが、事務局としては、先程ご意見いただいたようにライフステージを通して、あわせて検討したほうがより計画としてスムーズにいくのではないかと考え提案した。 ○（会長）作業は大変だが、利用する方々の為に全体を踏まえて策定したほうがよからう。来年度計画策定部会設置を本会で了承する。 ○（委員）計画は当事者が入ることも多い。当事者にヒアリングしアンケート調査をしたら計画部会には入らないということか、公募市民の中に当事者は入るのか。 ○（事務局）自立支援協議会についても、かつて参加していただいた。その時はその方にも計画のほうに関わっていただいたことがある。ご意見のとおり、当事者の参加は必要だと思うので委員の人数、内訳など、当事者の意見をきちん
--	--

	と反映できるよう事務局ですすめさせていただきたいと考えている。 ○（会長）今回策定部会に、当事者に入っていただくということか。 ○（事務局）その方向で考えたい。 ○（委員）当事者の方が入ったほうがいいと思う。 ○（会長）スペースの問題や支援者の同行もあるが当事者の方にも参加いただく方向で調整をお願いする。協議会として策定部会設置を了承したということでよろしいか。スケジュールがタイトだが、市民意見も踏まえながら計画策定に望んでいただけたらと。また部会の進捗状況は機会あるごとに協議会のほうに報告していただく段取りでお願いしたい。 ○（委員）障害者基本計画の見直しだが、これを策定した時に、事務局が当事者及びサービス提供者にかなりの時間をかけヒアリングを行い、委員会で協議をして計画になっている。そのヒアリングを読み返しながら、単なるアウトプットの計画ではなく、その裏にある生の人たちの声を場合によってはもう一度確認する、そういったことを行うほうが単なるアンケートで一律チェックするよりも価値があるのではないかと考える。今の計画ができた経緯や前計画がどうだったのか、今、西東京市が抱えている問題は何なのか、初期の議論がしっかりしていれば、この見直し案も比較的まとまると思う。ただそれが計画の中でひとつひとつ振り返るだけだと収集つかず、おざなりになってしまうので、そこは工夫した方がよい。もうひとつ同じように障害福祉計画だが、前計画がどうだったのかというレビューがしっかりなされていない状況で、アンケートを実施し、結果が出たのでこういうふうにしましょう、といったことが繰り返されていると意味がないのではないかと。2年に1回、同じような分厚いアンケートで記入するだけでも大変、そういうことをなるべくなくしましょうということで前回絞りこんだので、今までのレビュー、今までどうだったのか、今はどうなのか総括をして、その上で何が肝なのかというのを3～5つ出してそれに対し、集中してこの3年間は注力しようというコンセプトで作ると、後の作業が楽になってくると思う。そういう進め方がよいのではないかと。 ○（会長）委員の意見を踏まえ事務局で検討して進めていただければと思う。 6、地域生活支援拠点整備について ○（事務局）資料4に沿って地域生活支援拠点整備について説明。 ○（会長）拠点整備のイメージ図について前回の議論をふまえて修正が行われたことと、全国的に整備が進んでいないことを踏まえ、整備目標時期の延伸を含めた議論がなされていることについて事務局から報告があった。また協議の論点として、拠点整備に関する内容などがあった。成果目標（案）として32年、各圏域に1つ整備をするとあるが、委員からの意見も踏まえ整備をすすめてもらいたい。 ○（委員）生活支援拠点事業整備について、延びると国も言っているが、32年度なので、先程の福祉計画の中にうまく盛りこんでいく。なぜ延びたかというのと、どの市町村も地域にまだ資源が足りない状態があるから。資源がないのにイメージ図だけ描いているという状態になっている。東京の場合、モデルが大田区と八王子市になっているが、資源のない中でイメージ図だけ描いてみた、では、これをどうやって進めようかとなっているのが実態。延びたことによって、資源を整備する時間が少しできた、ということでもあるわけで、福祉計画の中にそれを盛りこんでいくと丁度32年度末であらう。第5期から第6期に移るときに、3年間の計画の中で、絵はできているけど実際にどこが足りないとか、どこをつないでいけばいいとか、ということを考えていくといい。延びたことによって計画にうまくのせられるタイミングになる。 ○（会長）延びていいわけではないが、計画のスケジュールに合わせられる。時
--	---

	間のあるうちに少しずつ整備して 32 年度の末までにということで考えていけるとよい。 ○（委員）近年、連携、ネットワークの必要性が重要視されている。あまり機能していないネットワークばかりはあるけれど、今回延びたことを幸いに実効性のあるネットワークを築くことをイメージして動かないといけない。ネットワークはできたが、ワンストップでやたら数があるとか、ネットワークが機能せずにたらい回しになってしまうなど。そのあたりのことを踏まえて 32 年度末までに整備していけるとよい。 ○（会長）今後進めていくにあたり、実効性のあるネットワーク、そういったところも注視してやってもらいたい。 ○（委員）今の体制のままでは難しい。泉小跡地の業者選定で、グループホームや短期入所を持つ施設を作れば、夜間の体制はとりやすいのではないか。そういう点を条件にして他の生活介護等を組み込めば 32 年度までに整いやすいのでは。 ○（会長）こんなにいいチャンスは 2 度とない。泉小跡地を有効に使えるように、事務局と自立支援協議会で十分に揉んで、利用する人にとって有効なものにしていかなければ。地域生活支援拠点整備については今後も検討、泉小跡地とあわせて十分に検討していただきたい。 7、障害者差別解消支援地域協議会について ○（事務局）資料 5、6 に沿って説明。 ○（会長）障害者差別解消支援地域協議会について設置を予定していくということだが、具体的にはどういうふうにするのか。 ○（事務局）自立支援協議会の所掌の事務があり、地域自立支援協議会設置要綱に入れ、実務的に自立支援協議会で差別解消にかかる事案について議論いただく。差別に関する事案があった時には 障害福祉課で第一義的には解決をはかり、報告させていただき、こうしたやり方でよかったのか、他のやり方があったか等、ご意見いただきながら、行政もスキルアップをはかりつつ、地域住民の方への普及啓発も取り組んでいきたい。 ○（会長）差別解消法に関わる事案があった場合には、自立支援協議会のほうに報告があり、意見を求められることになる。 ○（委員）この自立支援協議会の中に権利擁護部会があるわけで、権利擁護部会のなかの案件なのかなというのがある。何が大変かということと紛争が起こった時。何が差別なのかという議論もある。合理的配慮が義務規定になったが、行政が対象で民間はまだ努力義務ですんでいる。これが義務規定となったときに悩むのは、健常者と障害者の差別だけじゃなくて、障害者と障害者も意外とぶつかる。そのなかで合理的配慮となった場合、例えば車椅子の人は点字が障壁になるといい、目が見えない人はスロープが多用されると困ると言い、立場によって違ってくるので紛争といっても簡単に答えが出る話じゃない。紛争を受ける窓口を作っておかなければいけない。大学の中でも差別解消について、教育の中の合理的配慮が必要で、その為に相談窓口を設置している。差別解消法について相談窓口を設置したうえで、西東京市は基幹相談センターが直営なので、セーフティネットのところは行政というのがベースになるので、設置の考え方としては先ほどの意見でよいと考える。 ○（会長）先ほど事務局から説明があった内容ですすめていただく。 ○（委員）具体的に今まで相談は何件くらいあるのか。 ○（事務局）具体的な相談は現在まで入っていない。相談窓口については市報 H P で、障害者差別解消法の施行にあわせ、障害福祉課が相談窓口で周知している。
--	--

- （委員）当事者にとっては敷居が高かったり、どこに相談してよいか分からないこともある。また、どこまで主張していいかも分からない。周知をして、気になることがあったら、公のところで相談できるのはよい。
- （会長）もしかしたら PR 不足で我慢している人がいるのではということも考えられる。この自立支援協議会でもそういうことを知って対策を考えていく、市のほうも一緒に考えていただくことで勧めていければと思う。
- （委員）差別解消法は障害者が意思表示をしないと取り上げられない。例えば事業所とか関係機関とかに、自分はこういう配慮が必要とか、こういった差別を受けてます等、意思表示をされたら答えを出さなければならない。それぞれが揉めた時に将来的に何もかも市役所で対応というのは機能するのか。
- （会長）実際に障害のある方が、みんなが普通に生活できるのが大事なだろう、それ以上でもそれ以下でもなく。ただそれが差別かどうかという委員の発言にもあったように難しいケースもある。少しずつ皆さんで勉強しながら対応していく。ただ言える場所がないというのは西東京市としては問題だろう。窓口という形で障害福祉課に設置して、協議会でも勉強していく。
- （委員）合理的配慮に関して過度に負担のない、ある意味少し曖昧な形で出ているが、基本的な基準というか、どの程度までというのを考えていくというのは想定されているのか。
- （事務局）合理的配慮の範囲と過度の負担については、おそらく事例の積み重ねになっていくと思われる。西東京市独自で基準を考えていくのはなかなか難しいが、障害のある方から求められた時、基本的にできることは行う。対応できないことについては、ただ「できません」ではなく代替の方法を示していく。できないことに関して、こういう理由で難しい、こういう方法だったらいかがでしょうか、と両者が歩み寄るようなことがこの差別解消法の主旨ではないか、と考えている。明確な基準とか過度の負担についての考え方というのは、今後、国で示されれば、西東京市として市独自でというのは難しい。
- （委員）そうすると個別の対応になるということ。そうすると協議会に報告した時、課で決めた合理的配慮の内容が、協議会での考え方とずれたりすることになった場合はどのような対応をお考えか。
- （事務局）課で相談を受け、何らか解決した場合において、取り組んだ内容がよかったのかどうかを含めた助言やご意見等をいただいて、所管課と協議会で情報共有しながら、西東京市として発生した事案を1つ1つ積み上げていければよいかと考える。報告し、取り組みについて皆様からご意見いただいて次の取り組みにつなげていければという意味合いである。
- （会長）たぶん様々な事例が出てきて画一的に処理できるものではないだろう。市である程度対応したうえで報告をもらい、委員の英知をいただいてまた次の事案の解決に寄与するようにしていければよいのではないかと。西東京市としての対応と、協議会でも内容を吟味できるようなシステムは持ち続けたい。
- （委員）差別解消法は市民に広く周知されないと、障害関係者だけで話題沸騰になってもいけない。千葉で先行した条例でも 10%の市民しか知らないということがあったので、多くの方にいかに差別解消法を周知していくかということも、自立支援協議会の知恵を絞るところである。あまり合理的配慮の対価ばかりが先行してしまうととても怖い法律だとなって、逆にアンタタッチブルなほうがいいんだろうという感じになってしまう恐れがある。「困ったときは「困った」って言っているんだよ」ということが認められる社会づくり、そのあたりの見える周知、戦略を議論していったほうが、差別解消法の本来の姿に近づくのかなと思う。
- （会長）今の意見も踏まえて、積み重ねによって住みやすい町になればいいなと思う。障害に対しての理解が十分周知されていかないと、誤解のもとに、解

	決するつもりで行政がやってもいけないし、今、委員からあったように問題について皆さんに知っていただくことはもちろんだが、障害についても繰り返し行政から発信し周知していただくことがとても大事であると、個人的には思う。 ○（委員）難病、先天性、中途いろんな障害の方が地域活動支援センターに通われている。障害者同士の差別の問題もある。市民の周知がまだまだである。市内でこんな目にあったと障害者から訴えがあっても、対象が施設であればそこに出向いていけるのだが、一般の市民の方から受けたことは誰からだか分からないこともあり、嫌な思いだけ残ってしまい、その心の傷が、もう一度町へ出るときにまたそういう人にあたったらとなってしまう。日々相談を受けていると物がどうという配慮より、心の問題のほうが大きく、それをどうにかしないといけないと感じる。 虐待防止法、差別解消法と出来ても解決に至っていないというのをすごく実感している。やはり市民に理解していただくことが先決と、日々思っている。 ○（会長）みえない障害も含めてよく理解していただくということ、そこからはじめないといけない。ただ事例としてあがってきたら市のほうで対応していただかないと、あるいはこの会で検討していくことになるだろうかと。 ○（委員）差別をする側、一般市民の方、当事者は差別をしているつもりでなくても、それが受ける側にとっては差別と感じ悲しい思いをしてしまうこともある。こういうことは差別にあたるということを障害のない人に知らせることもすごく大切。何とか工夫して障害をもたない人が障害者に対して悲しい思いをさせないようになっていけたらと思う。 ○（会長）結局理解が足りない。施設の中で障害者同士でその障害が理解できていないゆえにおこるトラブルもある。市のほうでも、ひとつ視点をかえて障害とはなんぞやという基本的なところを周知していく事業をすすめていけば自ずとこういうものは解決するのではないか。ご検討いただければと思う。 ○（委員）地域の方に理解してもらえよう広げていく。我々自身が啓発していく。 ○（会長）本日はこれにて終了。
--	---